

南山大学社会倫理研究所『社会と倫理』投稿取扱要領

第一条 [目的]

南山大学社会倫理研究所（以下、研究所と略記する。）は、『社会と倫理』（以下、紀要と略記する。）の学問的水準の維持向上のため、ここに投稿取扱要領を定める。

第二条 [投稿資格]

- ① 社会倫理に関する分野の研究論文で、未公開のものに限る。また、他雑誌との二重投稿を禁ずる。
- ② 投稿原稿の投稿区分は研究論文のみとする。
- ③ 紀要への投稿資格は、次のいずれかに該当する者が有する。
 - a) 社会倫理に関わる分野の研究者
 - b) 編集委員会の何れかの委員の推薦を受けた研究者

第三条 [投稿要領]

- ① 投稿原稿の使用言語は日本語とし、文字数は引用文献・注釈を含めて 10,000 字から 16,000 字までとする。なお、標題、要旨、キーワードはこれに含めない。
- ② 投稿原稿の 1 ページ目に標題、要旨（日本語 400 字以内）、キーワード（5 個以内）を入れ、2 ページ目から本文とすること。査読の公平性を期すため、投稿原稿の本文中には著者名や所属、謝辞は入れないこと。その他、別に定める執筆要領に従うこと。
- ③ 投稿は、必要書類（投稿原稿および所定のエントリーシート）を編集委員会宛に送付して行う。
- ④ 論文投稿は随時受け付けるが、各年度の 2 月末日までに投稿された論文を、次年度の紀要の掲載候補論文とする。候補論文のうち、第一次審査と第二次審査を通過した論文のみを、次年度の紀要に掲載する。ただし、編集委員会が執筆を依頼した場合は、この限りではない。
- ⑤ 紀要への論文掲載料は無料とする。

第四条 [審査手続]

論文の審査手続は「社会倫理研究所『社会と倫理』査読取扱要領」（以下、「査読取扱要領」と略記する。）第五条に従い、以下の通り定める。

第一次審査：編集委員会の合議により、掲載に相応しい内容であるかを判断する。

第二次審査：「査読取扱要領」第四条に従い、2 名による査読を行い、掲載の可否を審査、結果を通知する。

第五条 [論文の公開及び著作権等]

- ① 掲載論文の著作権は著者が有するが、著者は研究所に対して包括的に当該論文の利用

を許諾するものとする。書物その他の媒体に転載（外国語訳を含む）する場合には、初出の書誌情報を掲載すること。また著者が被相続者となった場合には、研究所に当該論文の著作権を贈与することとする。

- ② 著者は、『社会と倫理』への論文投稿に際して、南山大学機関リポジトリへの論文登録およびウェブ上での電子データ公開をあらかじめ承諾するものとする。
- ③ 掲載論文は、「南山大学オープンアクセス方針実施要領」に規定されたクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの条件の下で掲載されるものとする。

附則 本規程は、2018年11月21日より施行する。

附則 本規程の改正は、2023年12月1日より施行する。